

（走行装置等）

**第5条** 平成16年12月31日以前に製作された自動車については、保安基準第9条の規定並びに細目告示第11条、第89条及び第167条の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。

- 一 自動車の走行装置は、堅ろうで、安全な運行を確保できるものでなければならない。
  - 二 前号の走行装置のうち空気入ゴムタイヤは、次の基準に適合するものでなければならない。ただし、ロの規定は、最高速度40キロメートル毎時未満の自動車及びこれにより牽引される被牽引自動車には、適用しない。
    - イ 亀裂、コード層の露出等著しい破損のないものであること。
    - ロ 接地部は、滑り止めを施したものであること。この場合において、滑り止めの溝（大型特殊自動車及びこれにより牽引される牽引自動車に備えるものを除く。）の深さは、当該溝のいずれの部分においても1.6ミリメートル（二輪自動車及び側車付自動車に備えるものにあつては、0.8ミリメートル）以上とする。
  - 三 タイヤ・チェーン等は走行装置に確実に取り付けことができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。
- 2 平成21年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添3の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第1437号）による改正前の細目告示別添3の規定に適合するものであればよい。
- 3 平成30年1月31日以前に製作された自動車については、細目告示第11条第5項、第89条第5項及び第167条第5項の規定は、適用しない。
- 4 次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員9人以下の自動車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第11条第3項の規定に適合するものであればよい。
- 一 平成30年3月31日以前に製作された自動車
  - 二 平成30年4月1日から平成34年3月31日までに製作された型式指定自動車（法第75条第1項の規定によりその型式について指定を受けた自動車（自動車型式指定規則（昭和26年運輸省令第85号）第3条の2第1項の規定による申請に基づく指定を受けた自動車にあつては、当該自動車の型式と重要でない部分のみが異なる型式について同規則第3条第1項の規定による申請に基づく指定を受けた日と同一の日に指定を受けたものとみなす。）をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの
    - イ 平成30年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
    - ロ 平成30年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車であつて、平成30年3月31

日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

三 国土交通大臣が定める自動車

- 5 次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トン以下のもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トン以下のもの及び被<sup>ひん</sup>牽引自動車であって車両総重量が3.5トン以下のものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第11条第3項の規定に適合するものであればよい。

一 平成31年3月31日以前に製作された自動車

二 平成31年4月1日から平成36年3月31日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの

イ 平成31年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成31年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、平成31年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

三 国土交通大臣が定める自動車

- 6 次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5トンを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5トンを超えるもの及び被<sup>ひん</sup>牽引自動車であって車両総重量が3.5トンを超えるものに限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第11条第3項の規定に適合するものであればよい。

一 平成35年3月31日以前に製作された自動車

二 平成35年4月1日から平成38年3月31日までに製作された型式指定自動車であって、次に掲げるもの

イ 平成35年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成35年4月1日以降に指定を受けた型式指定自動車であって、平成35年3月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

三 国土交通大臣が定める自動車

7 平成38年3月31日以前に製作された二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車については、細目告示第11条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成27年国土交通省告示第1048号）による改正前の細目告示第11条第3項の規定に適合するものであればよい。

8 次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第11条第3項第1号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第88号）による改正前の細目告示第11条第3項第1号の規定に適合するものであればよい。

一 平成31年8月31日以前に製作された自動車

二 平成31年9月1日から平成34年8月31日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの

イ 平成31年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車

ロ 平成31年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、平成31年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と種別、用途、車体の外形、原動機の種類及び主要構造、燃料の種類及び動力用電源装置の種類、動力伝達装置の種類及び主要構造、操縦装置の種類及び主要構造、懸架装置の種類及び主要構造、軸距、主制動装置の種類並びに適合する排出ガス規制値又は低排出ガス車認定実施要領に定める認定の基準値以外に、型式を区別する事項に変更がないもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 平成34年8月31日以前に発行された出荷検査証（特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程（平成28年国土交通省告示第851号）第2条の規定により発行された出荷検査証をいう。以下同じ。）に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

9 平成29年12月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車及び被牽引<sup>けんいん</sup>自動車を除く。）であって乗車定員10人以上の自動車、貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車及び被牽引<sup>けんいん</sup>自動車を除く。）であって車

両総重量が3.5トンを超える自動車又は車両総重量3.5トンを超える被牽引自動車に備えるものとして設計された空気入ゴムタイヤ及び平成30年1月1日以降に製作されたものうち平成29年12月31日以前に指定を受けたものについては、細目告示第11条第3項第2号口の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成29年国土交通省告示第88号）による改正前の細目告示第11条第3項第2号口の規定に適合するものであればよい。